		労働者災害補償保険法	雇用保険法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
不正利得の徴収		①偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 ②①の場合において、事業主（元請負人が事業主とされる場合にあっては、元請負人）が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して、①の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。	①偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の2倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。 ②①の場合において、事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は指定教育訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、①の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。	①偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 ②①の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関において診療に従事する保険医若しくは主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者と連帯して①の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 ③保険者は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払等を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。	偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
受給権の保護	原則	保険給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。	失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。	給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
	例外				次の場合は、差し押さえることができる。 ①老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合 ②特別一時金又は脱退一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合	次の場合は、差し押さえることができる。 ①老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合 ②特例老齢年金、脱退手当金、脱退一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合
公課の禁止	原則	租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。	租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。	租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。	租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。	租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。
	例外				次の場合は、租税その他の公課を課することができる。 ①老齢基礎年金及び付加年金 ②特別一時金及び脱退一時金	次の場合は、租税その他の公課を課することができる。 ①老齢厚生年金 ②特例老齢年金、脱退手当金、脱退一時金
その他		「特別支給金」については、公課の禁止の規定が適用される。	「雇用保険二事業による助成金等」は、受給権の保護規定・公課の禁止規定とも適用されない。			

SAMPLE